

(第一類 第二号)

衆議院第三十一回国会地方行政委員会議録

昭和三十四年三月五日(木曜日)  
午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 鈴木 善幸君  
理事龜山 孝一君 理事纏纏  
副三君

理事渡海元三郎君 理事吉田  
理事坂上安太郎君 理事門司

理事安井 吉典君

天野光晴君  
飯塚定輔君  
岩三君

田中榮一君  
富田建治君  
津島文治君  
太田一夫君

富田 俊治君  
加賀田 進君  
中井黒次郎君  
佐野 憲治君

中井徳次郎君  
北條秀一君

國務大臣青木正君

警察廳長官 柏村 信雄君

警視監刑事局中川董治君

國家消防本部長 鈴木 琢二君

自治政務次官  
黑金泰美君  
總理府事務官  
總理府事務官

(自治厅財政局 奥野謙亮君  
長)

總理府事務官  
自治厅稅務局  
金丸 三郎君

卷之三

三月四日

消防法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四七号）（參議院送付）

は本委員会に付託された

地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので順次これを許します。安井吉典君。

○安井委員 地方財政計画は、言うまでもなく地方自治の基礎であるわけです。地方住民にとりましては、国の予算も大へん大きな関心の的であり得るわけであります。しかし、それよりも自分の身近な地方公共団体の予算の動きといふようなものに、より深い関心を持つわけで、単にそれだけではないに、国の施策というのも、都道府県から市町村へとその財政の網の目を通つてから、初めて実現されたと言ふことができるぐらいわめて重要であるわけであります。新しい地方自治制度がしかれましてから、わが国の各地

○鈴木委員長　これより会議を開きます。

（内閣提出第一四五号）

地方交付税法の一部を改正する法律案  
（内閣提出第一五六号）

地方税法等の一部を改正する法律案  
（内閣提出第一五三号）

地方交付税法の一部を改正する法律案  
（内閣提出第一六六号）

地方税法の一部を改正する法律案  
（内閣提出第一七七号）

消防法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四七号）（参議院送付）

警察に関する件

方団体では、住民の福祉を増進し、郷土の発展を念願しながら、地方自治体関係者によりまして嘗々たる努力が続��られて今日に来るのであります。しかしながら、この十年余りの地方財政のあり方を振り返ってみると、歴代の保守党政府によりまして、國の経済財政の全体的な立て方の中で、大企業への資本集中というような方向が可能になるよう、あるいはまた再軍備の費用がまかないのつくよんど、中央政府が当然やらなければならぬ仕事をですが地方に押しつけられてき、あるいは地方のよい財源が中央に取り上げられる。そういうようなことから、國家財政のしづかが地方財政に寄せられ、地方財政に対する圧迫が一そう高まってきたいるというふうな感じがするわけであります。さらに、補助金や助成金というふうなひもがつけられることによりまして、財源的に中央依存、あるいはまた中央集権化というような方向が強化されてきたというふうな気がするわけでありますが、そのような考え方に対しまして、政府はどういうふうにお考えになっておられますか。

方と両方通じまして、ともどもに立きを分ちながら、國も地方も立ってくよう、相互の財源、相互の事務の配分をよく考えまして、そうして改革をはかっていくというような方向で、くべきじやないか。昨日もいろいろ御議論がございまして、ある程度お答えいたしましたが、なかなかこれは簡単に一気に参りませんので、やはり既にこの状態を、また現状をも十分尊重しながら、漸進的に進んでいく以外にならぬのではないか、このように考えておつた次第でござります。

一番初めに、義務的な経費の激増という問題でございますが、この財政計画を一通り拝見いたしますと、地方がどうしても負担しなければならないような費用が急激な増加を見ておる、こういうことに気がつくわけあります。全体的な増が千十八億円、そのうちの大半がいわゆる義務的の経費の増加だということに気がつくわけあります。この中でも給与費の方は四百一十八億円の増というようなことで、これはもう動かしがたい。むしろ少な過ぎるくらいの額であります。その他国庫補助金を伴う消費的な経費あるいは投資的な経費が合計五百十八億円もふえておるわけであります。つまり今一度の増加の半分以上はそういったひもつきの増加だという姿が見られるわけであります。そのほかでも、国の政策が地方財政を通して行われるという姿の中から、非常な無理がこの財政計画の中に寄せられておる。こういうような事情が見受けられるわけであります。そういう面におきまして、国庫補助を伴わない投資的な経費の方はたった七十五億円の増でしかないわけであります、これだけ見ましても、いかに国のひもつき的な押しつけが地方財政の本来の仕事を圧迫しておるか、ということが知れりません。まさにこの義務経費の増大は前代未聞の数字でないかと若干お尋ねを続けていきたいと思います。それらの点につきまして、以下に

なんかにつきましては、今度道路の一兆円五ヵ年計画が正式にきまるようあります。ですが、それにいたしましても、從来九千億円計画でありましたのが、一兆円引き上げられる。その場合におきましても、結果的には一兆円のうち地方の単独事業が千九百億も盛り込まれ、そのほかに有料道路が二千億円を期待いたしておる額が千六百億円もあるわけです。だから一兆円といいますけれども、有料道路を除いて二千億、そうすると残りの八千億、そのうちささらに三千五百億も地方に負担させるというふうな格好であります。しかも国の負担の方は一切がっさいガソリン税の値上げを充てておる。こういうようなことで、これで一兆円の道路五ヵ年計画の公約の実現だといふうに誇つておられるわけであります。こういうような中から、地方財政は非常に大きな圧迫を受ける。こういうような事情がここにあるわけであります。これは道路だけでなしに、ほかの問題についても同様であります。つまり、国の政策に対する地方の隸属を今一度の財政計画の中において強化しつつあると言つておきたいと思います。申すまでもなく、地方自治は住民の自由な創意によるところの福祉向上のためのものでなければなりません。行政水準の向上という言葉もそこで意味を持つてくるわけであります。ところが、國の一方的な押しつけ、これでは大へんだと思います。何もかもやめて國の言うことだけを聞け、特にこれらは道路だけやつていればいいのか、そういうような反問をしたくなるわけ

○黒金政府委員 数字その他の詳しい点はあとでお答えするにいたしまして、今承つておりまして、私どもが率直に申して非常にふに落ちないと思ひますのは、補助金がついておる経費でありますれば、いかにも押しつけのようにお考へになる、これは少し無理じゃないかしら。地方の福祉を増進いたします場合に、たとえば道路について考えてみましても、やはり国道を一番利用いたしております。あるいはまた地方道の県道なり何なりも使っておりましようけれども、やはり一番メイン・ストリートは国道でございましょう。国道をよくすることがやはりその地方の福祉を増進する道だらうと思います。こういうものにつきまして、国道の整備のために地元の負担も若干はふえ、また地方の道路をよくするためには補助金を出でくる。従いまして、こういうような国庫補助、負担金を伴うものは押しつけであるということは少しおかしいのじやないかしら。やはり国と両々相待ちまして地方の福祉も増進するし、国の福祉も増進する。(こういふうにお考へ願うのが筋ぢやないかしら、こんなふうに考えまして、苦しいことは私も認めますが、地方の財政に無理に押しつけては、必ずしもそばかり言えないのじやないか。こんなふうに考へておる次第であります。

だというわけです。つまり補助金といえば、政府の方も自分の支出が少なくて仕事ができる。地方の方も、全額を負担するよりも幾らか楽だからそれに飛びついていく、そういう意味であります。つまり一ぱい飲みにいかないかというふうな話になりますても、全額自分でおごる気で言うのではなくて、誘ったけれども半分だけは一緒に飲んだやつに払わせよう、いわばそういうさもししい根性がいわゆる補助金行政だ。こういうふうな批判をいたしておるわけであります。それはもちろん地方公共団体にいたしましても、道路を十分にやりたくないということではないと思います。道路の問題も非常に大切でありますし、いなかにおきましては道路の問題が大へんおくれております。そういううことから道路予算ががら、それぞれの地方公共団体におきまして、それよりももっと――この間の增高、それに対する期待はきわめて大きいわけではありますが、しかしながら、学校が火事で焼けてしまった、消防車がボロだったから、消防ポンプを何をおいてもまず買わなければいけない、そう思っている町村もあるかもしれません。そういうものすべてが国の施策のまま引きずり回される。そういう行き方は困るのではないか。だから地方政府の公共団体の創意というものがどんどん生かされるような地財政計画のあり方を政府は指導していかなければいけないのでないのではないか、かように考えるわけであります。もつとも、いかに義務づけはいたしましたでも、地方ではできないことはできないということだと思います。つまりやろうと思いまして

も、補助だけはきまつたけれども、それに対する見合う財源が十分ない。こういうような場合が今度のような義務経費の膨大な激増の際ににおいてはあります。もっともらしく数字は一応計上されておるようでも、十分な財源がなければできないと思いますが、そういうような場合はどういうふうになりますか。

○奥野政府委員 お話しになります点は、住民多数に關係いたします仕事を国と地方とでどう責任を分ち合つていくか、分ち合つた責任に基きまして必要となります財政需要をどのように財源でまかなつていくか。地方に財源を与えます場合にも、どういう形で財源を与えていくかというような問題に帰着するのじやないだろうか、こう考えておるわけでございます。割勘政治だとおっしゃったわけでございますが、地方財政法でも、国民经济全体に關係を持ちますような公共事業でありますと、国全体で計画を立てて仕事を進めしていく。従つて國もその経費の一部を分担するのだ、こういふような方式を定めておるわけであります。それを具体化するに当たりまして、もつと今の考え方方に改善を加える点がないかどうか、確かに検討を要する点が多くあるだろうと思うのでありますけれども、現在のところ、地方財政法に規定されましたような精神に基いて運営されているのだ、こう考えておるわけでござります。一応現在の国の予算に基きまして地方負担の増大を来たします部分、そういうものも合せまして地方財政計画を立てておりますので、私たちが、全体としては今の公共事業費を消化していくことができるのじやないか、

こう思つておるわけござります。たゞ個々の団体が、自分のところで積極的にその公共事業費を引き受けでやつていきたいと考えましても、なかなかゆとりがございませんので思うようにはいかないのぢやないか、こう思つておるわけでござります。従いまして、国の計画によります公共事業をどのような団体にどのように消化させていくかということにつきましては、今後なおいろいろ検討していかなければならぬ、工夫していくなければならないと思うわけでございます。しかし、全体としては、地方財政計画に示しておりますようにつじつまが合つてゐるわけでございまして、消化は可能だ、こう思つておるわけでござります。

が実際は三万二千円かかります。鉄骨ブロックで四万二千円の標準が、実際は四万五千円かかる。鉄筋ブロックで五万四千元が標準だそうです。が、実際は七万円かかる公営住宅にいたしましても、第一種の鉄骨ブロックが、単価が三万九千七百円のものが、実際は四万六千六百円もかかります。第二種のブロック住宅につきましては、三万四千三百円のものが、実際は四万四千円もかかる。こういったような実際の姿がありますし、あるいはまた建物を建てたる敷地の問題にいたしましても、その一部が対象になる面もあるのかもしれませんけれども、しかしながら、実際必要な買収費とそれとはおそらく合っていないだらうと思いまます。よけいかかっていると思います。工事が終れば大工さんにも一ぱい出さなければいけないし、あるいは落成式の費用や設計の費用なんかもかかるつているわけあります。そういうようなものが一部は事務費といふような計上はあるかもしませんが、しかし、こういったようなものはおそらくこの財政計画の中には入っていないわけであります。落成式の話が出ましたけれども、これは地方公共団体の仕事でもそうでありますから、国の直轄事業でありましても、担当の役所が、この橋ができたんだから一つ地元がお金を出して竣工式をやってくれないか、中央の方にだいぶお世話になったので、役人の人も呼ばなければいけないし、そういうような負担もかかってくるわけであります。そういうようなものは、一体この財政計画の中にあるのでしょうか。特にこの単価の問題は、現実の単価と標準単価との大きな狂いの

問題は、坪当りといふものは少くとも、これは額にいたしますと大きな財政計画の狂いに發展してしまふわけあります。国庫補助の人物費にいたしましても、あるいはまたその他の公共事業、失業対策、生活保護費、こういうようなものでも、全体的に多くの見積り不足があると思います。おそらく全国で相当な額に上ると思うわけであります。が、そういうふうな問題につきまして、現在の財政計画ではどう措置されているか。あるいはまた今後においてどういうふうな処理のお考えを持つていらっしゃるか、一つそれをお聞かせいただきたいと思います。

げ計算を行なつておりますので、従来以上に超過負担がふえてくる場合は、そのようなものはその財政計画に見込んでおりませんけれども、従来超過負担しておりましたものは、今申し上げましたような計算方式をとつておられますとネットに入っているのだ、こういう言い方もできようかと思います。私たちはこれで十分だと思っているわけではございませんけれども、たゞ、そういうものは全然地方財政計画で考えておらないかと言われますならば、積み上げ方式をとつてきますので、従来負担しております程度のものは入つておる、こう答えることができるのではないかと思ひます。

○安井委員 今のような見積り不足は概算どれくらいあるというようにお考えになつていらっしゃいますか。

○安野政府委員 従来私たちが指摘しておきましたのが三十億程度の数字についておつたというふうに見ております。

○中井(徳)委員 関連して……。今の御答弁、三十億というような御認識のようだが、どうかと思うのだ。あなたも正確にはかつておられると思うが、これは一つお調べを願いたい。学校関係、道路関係の補助金と実際の建設費との差額、これは私は数百億あると思ういます。一つ調べて下さい。たとえば P.T.A. の一年の何がどれだけあるかといふようなこと、ああいうものとの関連もありますが、それは大へんな数字になると私は思います。三十億といふのはちょっとひどいよう思ふ。これは別にあげ足をとるわけではないが、一つ厳格に調べて下さい。そうして報告をして下さい。これをお願ひします。ど

うですか、私の見通しは過大かね。あなたは三十億と言われたが、その根拠を一つ聞かして下さい。

○奥野政府委員 超過負担といいます場合に、対象外の工事も地方団体が単独でやった、こういうものを加えていきますと莫大なものに上ると思います。

しかし、そうでなしに、今御指摘になつておりますように単価が低過ぎる、それを本来の単価に引き直した場合に差額がどれくらいになるかといったてきた場合には、それほど大きな金額にはならない、こういうふうに思うわけですがござります。

なお、もう一つ非常にむずかしい問題は、たとえば河川の改修工事などの場合に、土地の買収費の基礎といふものは非常に少いけれども、かなり大きなものを地元から寄付の形においてまかなくなつてゐる例が多いわけでございまます。土地の買収費になりますと、地元民自身がもう相当のものを寄付にしまって、地元民自身がそれほど大きな金を受け取つてしない。しかし現実時価で買収するということになりますと、非常に大きな金額に上つてくる。こういふふうな例もあるわけあります。従いまして、どういう角度で御指摘になりました点を計算するかという点によつて非常な違いがある、こう私は思うわけでございます。しかし、せっかくのお話でもございますので、私たちの方できらに計算の基礎を明らかにしたもので一応調査をいたしてみたいと思います。

○中井(徳)委員 その場合に、今おしゃつたように、学校を建てるにして、國の規格以上のものを入れたらどうなるかというが、國の規格だけに沿つてやつても相当な金額に上ると私

は思う。公共事業費の総計を計算して、ちょっと考えてみましても、そんな三十億というような数字には絶対にならないと思うのだけれども、もしほんとうにそういうことを信じておられるならば、これは大へんな問題であります。そこで、たとえば三十二年度がわからなければ三十一年度でもけつこうですが、これもまた一週間や二週間かかかるかもしれないですから、一つ厳格にやってみて下さい。道路関係、教育関係、交通関係、特に一般会計以外の住宅公団等の地方団体が建てております。公営住宅その他、これは一般会計に入っている面もありましようし、家賃の関係だとか、特別会計としているところもあると思いますが、そういうものを計算してもらいますというと、三十億なんていう数字はちょっと及びつかぬと思います。ですから、せっかく詳しく述べて下さい。

をいただき、また地方財政計画がほんとうに活の入るような方向にお進みをいただきたいわけであります。

業で三十二億の負担金あるいは分担金の増というふうな、これもまたおまけでついているわけあります。これはその補助金が減るという、それだけであればけつこうでありますけれども、結局補助金が減れば起債にみんな飛びついていくわけであります。それは起債の方が今のように減っているわけですから、結局一般補助事業でことしは五億円ふえまして、起債計画額が百五億になったといいましても、実際には地方負担に対する起債の充当率といふものは去年よりもまたぐっと下ったんじゃないか、かようにも考えられるわけであります。だから私は、こういうところから言いますと、補助事業も実際は消化し切れずに国へ返上しようといふ動きが起るのでないかといふううそだと思ひます。実際は、さっき言が七十五億あるというようなことをここで説明されておりますが、これはものもこの単独事業費の方の伸びをいましたよな単価の増やその他が結構まかない切れないので、そういうものもこの単独事業費の方の伸びを食ってしまうよりほかはない。あるいはまた公共事業の中の維持補修といふようなものは、昨年通りのような計上で、全然増額の措置もありませんし、私はおそらくこういいうなものまでも補助事業負担のために食われてしままして、維持補修という面も、むしろ昨年あるいは一年以下に落ちてしまうのではないか、そういうようなことを大へんおそれるわけであります。この問題についてのお答えを一つお聞かせ願いたいと思います。

ももつと増額してよろしいのではないかという問題、これは問題としてはあるわけであります。しかし、地方財政計画に掲げております地方債は、交付公債を含んでいないわけです。三十三年度の当初計画が四百三十億円、それに対しまして三十四年度の計画が四百九十五億円でありますから、六十五億円の増加にとどまっております。しかし直轄事業がかなり増加いたしておりますので、それに伴う地方負担分もまた七十八億円増加しております。この部分はやはり資金運用部資金あるいは国庫金なりでまだなっていくわけでありまして、地方団体は交付公債として将来も債務を負っていくわけであります。この増額の方の七十八億円を加えますと百四十三億円の増加ということになります。三百三十億円で、実質的な地方債の増加の百四十三億円を割りますと、二五%の増加ということになつておるわけであります。この一両年普通会計分の地方債は漸減させながら、地方財政の健全化に向つて努力して参つておりますので、私たちとしては、地方債を増額して、将来にこの問題を送つていくというやり方はできる限り避けたい、こう思つておるわけであります。今申しますように二五%の増加といふものは、かなり大幅な増加だといふように存じておるわけであります。従いまして、地方債をさらに増額するということにつきましては、相当懸念を持たざるを得ない。こういう考え方でございますが、なお維持修繕費が減つてくるのではないだろうかといふ

御心配がござります。昨年の地方財政計画におきましては、大幅に維持修繕費を増額いたしております。これはそのままにしておるわけでありまして、別に減額はいたしておりません。ただ全体が窮屈でありますので、その間一 方であえたり、あるいは他方であえりいろいろするわけでございましょうが、今度公共事業費が非常にふえたからといって、従来予定されておった維持修の財源までもそちらに回すようにしておりませんことを御理解願つておきたいと思います。

が、今後の段階におきまして、補正予算あるいは今後の財政当局との折衝の中におきまして、起債の増額の見通しは全然ないものですか、どうですか。この点一つ……。

○奥野政府委員 先ほども申し上げましたように、たとえば公営企業のように償還財源が予定されているというようなものにつきましては、積極的に充実をはかっていきたい、こう思います。しかしながら、普通会計分の地方債につきましては、将来に債務を負つていくだけのこととござりますので、私たちには、できる限り一般財源の充実をはかりまして、地方債で一時を糊塗するというふうなことは避けていきたく、こう思っております。そういう意味で三十四年度内におきましても、公営企業に属しまする地方債につきましては、今後なお積極的に増額するような方法で話し合いを進めていきたいと思つております。なお交付公債の増は地方債の増加と同じように考える必要はないではないかというような意味のお考えがあつたようございます。しかし、直轄事業を特別会計でやつていく。その場合に地方の分担金収入が入ってくるのだけれども、さしあたりは交付公債の形でしか地方から金をもらわないので、その部分を特別会計が直接資金運用部の資金から金を借りて仕事をやっていく。こういうものがあるわけであります。言いかえれば特別会計をカツションにして地方団体が地方債を発行しているわけでござりますので、これはやはり私たちは同じように考えていただきたい、こう思うわけでございます。そういう意味で、特別会計が資金運用部から借りておりました

資金が、三十四年度でさらに六十三億四千五百万円ふえであります。これは地方団体が直接は借りておりませんけれども、特別会計をクッションにして借りた金でございます。現に資金運用部資金をこれだけよけい借りておるわけでございまして、このことが大体直轄事業分担金の交付公債が七十八億円ふえてきているというような数字と深いつながりを持つておるものでござります。

○門司委員 ちょっと関連して。今の問題だが、大体財政局長の話との関連性だが、今度は非常に特別会計があえてくるのだ、実際は、港湾整備その他で、これは港湾法によると三割が起債で、残りの分についての二割五分が交付公債の形であと払いになっている。これは港湾法にそう書いてあるのだからどうしようもない。そこで問題になつてくるのは、今度の予算で、港湾整備が失業救済を含むと国の説明書には書いてあるけれども、昨年度より約五〇%ふえている。非常にふえていっている。いわゆる七大港の整備をする、従つて七大港がそれに当つてはまるわけだが、七大港の所在地はいずれもそう五〇%ふえている。非常にふえていっている。いわゆる七大港の整備をする、従つて七大港がそれに当つてはまるわけだが、七大港の起債を、たとえ十億程度の仕事をすれば三億の起債でいい、あと七億の分は国がこれを施行するが、その中の二割五分は交付公債のような形で分担して、あとで払わなければならぬ、こういう形になつてくる。今の特別会計——これが特に会計なのだが、港湾整備特別会計でやることになつてゐるのだが、そういうものにらみ合せが、やはり地方の自治体では交付公債に対するものの考え方を政府がはつきりしてもらつて、单

なる普通の交付公債と、別の特別会計によるそういう一つの法律に基く交付公債の形が、いやがおうでも出てくるのです。そういうものについては、何か先ほどからいろいろ議論があつたと思つたが、たとえば利息だけでも今の六分五厘というような利息をやめなくて、なくすると、安くするとかいうふうな取扱いができるかどうか。こ

れは必然的に生まれてくるのです。ことは港湾整備の問題が十億やれば三割だから三億、公債費が当然出てくる。公債を当然持たなければ政府はやらない。この公債を入れて十億で政府は仕事をする。そうすると、その十億の中から三億を差し引いた残りの七億についても、二割五分は地元の負担だといふことになつていて。四分の一負担しろということになつていて。いやがおうでもこれは交付公債の形で出でくる、こういふ仕組みなのだ。これは港湾法が悪いといえば、港湾法が悪いのかかもしれないが、とにかくそういう仕組みになつてゐるので、政府が大幅に港湾法が悪いといえども、今の交付公債にしてもらつけて申し上げるわけではありません。どのようないふうな方法がよろしいか。なお検討を要すると思うのでありますけれども、予算折衝に当りまして私は大へん便利な制度だらうと思うのであります。大きな財政全体の立て方からいえておる事業を自分の思つておるところです。どのようないふうな方法がよろしいか。おまけに、この政府の方針に基いて、いやおうなしに法律的に義務を背負わされる仕事についても、利息の問題をどうするのですか。これは大蔵省も米でもらつて、この政府の方針に基いて、いやおうなしに法律的に義務を背負わされる仕事についても、利息の問題をどうするのですか。これは逆にまた地方団体で自民党の代表の人が、今度の政府予算は積極的安定成長の健全予算だといつておるわけです。先日も予算案が本会議で決議の行われる際の討論の中で、自民党の代表の人が、今度の政府予算は健全財政主義で現に大へん便利な制度だらうと思うのであります。そのことは逆にまた地方団体においてその工事を十分に批判していくべきという場合には、非常にやりにくいくらいの制度だらうと思うのであります。どういう考え方でこれを決定することがよろしいか、なお私たち自身にも研究を要する問題が多々あるだらうと思つてゐるのとおりまして、一年間十分に検討を続けていきたい、かように考えております。

○安井委員 交付公債の問題につきましても、私は、特別会計が資金運用部から金を借りておるわけですが、それはそれも越したことにはございません。それ相当の地金で特別会計に納付したい。もとより借金をしないで一般財源から分担金を直ちに納付できればそれはそれでよいのです。そのかわり、前に発行した交付公債につきましては利子を減免していただきたい。こういう気持をもつて大蔵省といろいろ話し合いをして参つたわけであります。しかし中からいろいろな問題がそこにございまして、三十四年度できれいさっぱり解決するということには至りませんで、将来に問題が送られたわけであります。どのようないふうな方法がよろしいか。おまけに、この政府の方針に基いて、いやおうなしに法律的に義務を背負わされる仕事についても、利息の問題をどうするのですか。これは逆にまた地方団体で自民党の代表の人が、今度の政府予算は健全財政主義で現に大へん便利な制度だらうと思うのであります。そのことは逆にまた地方団体においてその工事を十分に批判していくべきという場合には、非常にやりにくいくらいの制度だらうと思うのであります。どういう考え方でこれを決定することがよろしいか、なお私たち自身にも研究を要する問題が多々あるだらうと思つてゐるのとおりまして、一年間十分に検討を続けていきたい、かように考えております。

○奥野政府委員 交付公債制度は、私たちは地方財政の危機を乗り切るために一時の便法にすぎなかつた、こう思つております。従いまして交付公債制度は早晚廃止されるべきものだ、こ

う考へております。そういう気持もございませんので、私たち事務当局として公債の形が、いやがおうでも出てくるのです。そういうものについては、何か先ほどからいろいろ議論があつたと思つたが、たとえば利息だけでも今の六分五厘というような利息をやめなくて、なくすると、安くするとかいうふうな取扱いができるかどうか。ことは港湾整備の問題が十億やれば三割だから三億、公債費が当然出てくる。公債を当然持たなければ政府はやらない。この公債を入れて十億で政府は仕事をする。そうすると、その十億の中から三億を差し引いた残りの七億についても、二割五分は地元の負担だといふことになつていて。四分の一負担しろということになつていて。いやがおうでもこれは交付公債の形で出でくる、こういふ仕組みなのだ。これは港湾法が悪いといえば、港湾法が悪いのかかもしれないが、とにかくそういう仕組みになつてゐるので、政府が大幅に港湾法が悪いといえども、今の交付公債にしてもらつけて申し上げるわけではありません。どのようないふうな方法がよろしいか。おまけに、この政府の方針に基いて、いやおうなしに法律的に義務を背負わされる仕事についても、利息の問題をどうするのですか。これは逆にまた地方団体で自民党の代表の人が、今度の政府予算は健全財政主義で現に大へん便利な制度だらうと思うのであります。そのことは逆にまた地方団体においてその工事を十分に批判していくべきという場合には、非常にやりにくいくらいの制度だらうと思うのであります。どういう考え方でこれを決定することがよろしいか、なお私たち自身にも研究を要する問題が多々あるだらうと思つてゐるのとおりまして、一年間十分に検討を続けていきたい、かように考えております。

○安井委員 交付公債の問題につきましても、私は、特別会計が資金運用部から金を借りておるわけですが、それはそれも越すことにはございません。それ相当の地金で特別会計に納付したい。もとより借金をしないで一般財源から分担金を直ちに納付できればそれはそれでよいのです。そのかわり、前に発行した交付公債につきましては利子を減免していただきたい。こういう気持をもつて大蔵省といろいろ話し合いをして参つたわけであります。しかし中から三億を差し引いた残りの七億についても、二割五分は地元の負担だといふことになつていて。四分の一負担しろということになつていて。いやがおうでもこれは交付公債の形で出でくる、こういふ仕組みなのだ。これは港湾法が悪いといえば、港湾法が悪いのかかもしれないが、とにかくそういう仕組みになつてゐるので、政府が大幅に港湾法が悪いといえども、今の交付公債にしてもらつけて申し上げるわけではありません。どのようないふうな方法がよろしいか。おまけに、この政府の方針に基いて、いやおうなしに法律的に義務を背負わされる仕事についても、利息の問題をどうするのですか。これは逆にまた地方団体で自民党の代表の人が、今度の政府予算は健全財政主義で現に大へん便利な制度だらうと思うのであります。そのことは逆にまた地方団体においてその工事を十分に批判していくべきという場合には、非常にやりにくいくらいの制度だらうと思うのであります。どういう考え方でこれを決定することがよろしいか、なお私たち自身にも研究を要する問題が多々あるだらうと思つてゐるのとおりまして、一年間十分に検討を続けていきたい、かのように考えております。

○奥野政府委員 かりに地方財政において超健全財政方針をとるといたしましても、やはり相当の地方債は予定せざるを得ないのじやないかと思います。地方財政の特性から考えて參りますと、何分規模の小さい団体が非常に多いわけでございまして、そういうと

しては、やめてもらって、全額国費で見るか、あるいはまた地方財政計画の中でしっかり見てもらいたい。こういう要望は、地方公共団体にも非常に強いし、地方制度調査会の中でもしばしば話題の出たところであったわけであります。少くとも過去のものの利子免除権もございません。それ相当の地金で特別会計に納付したい。もとより借金をしないで一般財源から分担金を直ちに納付できればそれはそれでよいのです。そのかわり、前に発行した交付公債につきましては利子を減免していただきたい。こういう気持をもつて大蔵省といろいろ話し合いをして参つたわけであります。しかし中から三億を差し引いた残りの七億についても、二割五分は地元の負担だといふことになつていて。四分の一負担しろということになつていて。いやがおうでもこれは交付公債の形で出でくる、こういふ仕組みなのだ。これは港湾法が悪いといえば、港湾法が悪いのかかもしれないが、とにかくそういう仕組みになつてゐるので、政府が大幅に港湾法が悪いといえども、今の交付公債にしてもらつけて申し上げるわけではありません。どのようないふうな方法がよろしいか。おまけに、この政府の方針に基いて、いやおうなしに法律的に義務を背負わされる仕事についても、利息の問題をどうするのですか。これは逆にまた地方団体で自民党の代表の人が、今度の政府予算は健全財政主義で現に大へん便利な制度だらうと思うのであります。そのことは逆にまた地方団体においてその工事を十分に批判していくべきという場合には、非常にやりにくいくらいの制度だらうと思うのであります。どういう考え方でこれを決定することがよろしいか、なお私たち自身にも研究を要する問題が多々あるだらうと思つてゐるのとおりまして、一年間十分に検討を続けていきたい、かのように考えております。

○奥野政府委員 かりに地方財政において超健全財政方針をとるといたしましても、やはり相当の地方債は予定せざるを得ないのじやないかと思います。地方財政の特性から考えて参りますと、何分規模の小さい団体が非常に多いわけでございまして、そういうと

ところで臨時的な建設事業をやるといったら、さしあたりどうしても地方債、交付財源について事業を実施せざるを得ないと思います。従いまして、地方債を地方財政計画に予定しているから、国と地方との間で非常にへんぱな取扱いになっている、こうは言えないと思います。問題は、一般会計におきまして地方債をどの程度予定しなければ地方財政のつじつまが合わないか。分量の問題に帰着するのじゃないだろか、こう思うわけございます。そういうこともございますので、また私たち、あまり普通会計分について地方債をどんどん増額していくことは、好ましくないという気持を持つておるわけでござります。ただ現在の普通会計分の地方債でありますと、地方財政の健全性の上からいって不都合だというような考え方を持たない。まあ、この程度の地方債はどうしても必要じゃないだろか。少くとも、この程度以上の地方債があつた方が、地方財政全体を円滑に運営していくことがしやすいのじゃないか。こういうふうに思つておるわけでござります。

○安井委員 今の質問は、自治庁とい

うよりも、大蔵大臣に來ていたいたと

きに、一つ徹底的に考え方をただして

おく問題だと思いますが、

地方公共団体の財政を守るという立場

におきまして、自治化の一そな御配

慮を地方財政健全化のために払つてい

ただきたいと思うわけです。

次に、旅費や物件費の関係につきま

して、これはまあ小さな問題であります。

けれども、今度の地方財政計画の中

では、たしか都道府県は四・五%、市町

村は二%減で三十七億円の節約といふがうたわれているわけであります。しかし、このよな減額でことは得られないと思います。従いまして、地方債を地方財政計画に予定しているから、国と地方との間で非常にへんぱな取扱いになっている、こうは言えないと私は思います。問題は、一般会計におきまして地方債をどの程度予定しなければ地方財政のつじつまが合わないか。分量の問題に帰着するのじゃないだろか、こう思うわけございます。そういうこともございますので、また私たち、あまり普通会計分について地方債をどんどん増額していくことは、好ましくないという気持を持つておるわけでござります。ただ現

○奥野政府委員 地方財政計画とい

うものが、ある程度府県や市町村の財政

に対し、指導性を持つものでございま

す。そのうえで、やはり地方団体にも節約の可

能な限りは節約をしてもらいたい。そ

ういう意味であえて旅費、物件費の節

約という項目を立てたわけございま

す。そのかわりまた地方団体で必要な

項目と思われますところについては、

御承認のように増加を立てておるわ

けでござります。

○安井委員 私も、この問題は先ほど

から幾度もお話し申し上げておるよう

に、国の押しつけ仕事がこういうとこ

ろにもしわが寄つてきたのじゃないか

といふふうな気がするわけであります。

実際のところ、今度の財政計画の

中でも職員の定数は相当大きくなつて

おりました。あるいはまた昨年から

ことしにかけての人口も非常にふえて

おるであります。あるいはまた昨年から

水準の向上もあるでしょうし、あるい

はまた何よりも公共事業費の膨大な増

加があります。だから、これを一々こ

なしていくには、旅費とか物件費は増

加していく方向にあるのが当然だとい

うふうな気がするわけであります。で

すから、財政計画上は見せかけの減額

にはなつておつても、実際には相当経

費は当然かかっていく。それに対する

財源付与をしないというふうな格好が

ここに現われているのじゃないかとい

うふうな気がするわけであります。こ

村は二%減で三十七億円の節約とい

う面がうたわれているわけであります。

問題は小さいわけありますけれど

も、しかしこのよな減額でことは得

ないと思います。従いまして、

地方債を地方財政計画に予定して

いるのかどうか、その点一つ……。

いられるのかどうか、その点一つ……。

けであります。しかし、その後七%ふえたものでありますので、地方財政計画改訂の機会にその七%をふやす、こいうような措置を今回とろうとしているわけでござりますが、國の場合には定数がありますので定員法も当然改正しなければなりませんが、地方財政計画では、地方の職員の定員をきめているわけではございませんで、地方財政の一つの向うべき方向を示しているだけのこととございます。従いまして二七%をせがひでも定数化しなければならないと考えているわけじゃございませんし、また二七%をこえて定数化する必要のあるところが、二七%をこえて定数化することも何ら差しつかえないとだと思っておるわけでござります。しかし、実態が常勤職員と何ら変りのないものについて國が定数化していく場合は、当然地方財政計画もそれに合せましてさらに定数化の措置を進めていきたいという希望を持つておるわけであります。

○中井(徳)委員 今の答弁の前半はおかしい。国会の審議の経過から生じた

ことではありません。それからそういうことになれば、去年次官通牒が何かを出された。それを一つこの次の委員会に参考まで見せてもらいたい。どう

いう通牒を出されたか。私は厳格に二割に縛つておるような——それはもち

らん原則で、違反をしてもどうこうと

いうわけではありませんが、ここ十年

かられると困るから、財政の関係では

やんとうに忠実に全国の自治体は二割

やったのだ、国は二割七分、そんば

かばかりしいことはありませんよ。だか

ら、これはあなたの所管でないが、ど

ういう通牒か、あし出した出していただきたい。委員長にお願いしておきます。

○鈴木委員長 ただいま中井君からお

申し出の件につきましては、委員長よ

り自治庁当局に対してもおきました

のです。奥野局長の御答弁によります

と、臨時職員である者の中で常勤職員

と同じような性格を持つておる者につい

ては定数化することには自治庁も賛成

でもあるしするから、末端の行政機関

に對して懇意してもいいようなお話を

あったのですが、その点もう少し具體

的に伺いたい。

○奥野政府委員 地方財政計画の面に

おきましては、二七%という一つの目

途を定めておるわけであります。大体

その程度のものを全体から見た場合に

定数として将来にわたって認めていか

なければならぬものだろう、こうい

う見通しを持っております。さあた

ります。

○天野(光)委員 そうしますと、個々

の団体の方で、自治庁が指示した二

七%以上にわたって常勤職員として取

り扱つても何ら差しつかえないもので

あるというようなものが明確にわかつ

た場合においては、二七%のワクをこ

えて定数化することについても、自治

庁は了承できるというふうに考えてお

りますか。

○奥野政府委員 原則的にその点につ

いては、将来やはり人事

の上においても、財政の上においても

困難が起つてくるのではないかと思いま

ります。従いまして、それぞの団体の必

要としておる、そういう仕事の実態が

将來の姿を見合って考えていかなければならぬ。実質的に常勤職員と何ら變

りがない、将来においてもその人を必

要としておる、そういう仕事の実態が

将來の姿を見合って考えていかなければ

ならない、将来においてもその人を必

</



ましても十分関係官庁と御連絡の上、善処方を要望しておられるということを聞いております。相当改善の跡あるだろうと思いますが、現在どのようになっておりますか、一言現在の様子を伺いたいと思います。

○金丸政府委員　過去におきました御指摘のような事例がございましたので、私どもの方や、関係の地方団体から督促をいたしまして、最近では著しく改善をされて参ってきておると思います。今後も状況をよく見まして、あるいは特別な措置を講じなければならないようなことがあるかもわかりませんが、最近の状況からいたしまして、相当に改善をされて参ってきておる、かように考えております。

○渡海委員　一部の市町村につきましては、これらの金額も相当に上ると思ひます。市町村の財政計画上におきましても及ぼす影響大である思ひますので、他の納稅義務者に対するような延滞金利をとるとか、そういう措置が認められておらぬでありますから、納付期日には完全に納付されるように私は特に励行を自治庁で厳重に監督してやっていただきたい。かように思いますので、この点御要望申し上げまして、終ります。

○門司委員　この機会に、財政当局に資料をたのんでおきたいと思います。それは計算の中に、実際からいうと大きなものを一つ落している。それはどこが落ちているかと申しますと、よくわからぬのだが、地方の公共団体、県や市町村の外郭団体と称するいわゆるいろいろな資金的の援助、財政的な援助をしておるような団体が相当あるわけですが、われわれの考え方、それか

ら従来のものの見方からすると、大体七十七団体くらいはあるのではないかと考えられる。これは各府県あるいは市町村に全部あるわけではありませんで、大体各団体別にこれを分けてみると、四十四、五団体くらいのものにいろいろな形で今まで財政援助をしているのがかなりあると思う。これは御承知のように国土促進協議会というものが、できてみたり、失業対策事業の協議会、社会福祉事業の協議会、あるいは消防隊であるとか警察であるとかいうようないろいろこうした公共性を持つた外郭団体があるわけあります。これらに対しての都道府県や市町村の支出というものはかなり大きな額に上っている。これには税収がきわめてわずかで、あって、あとは交付金あるいは補助金などで支出しているようなんころで、税収と、それから使っている金の割合から見ますと、かなり大きな額に上っている。これらの問題はある程度セーブしなければいかぬ。その使われている先というものは、およそ役人とそれからその団体の幹部との宴会費くらいに消えている程度のものがかなりある。全部合せせばかなりの数字になるが、個々に分ければかなり少い数字であって、見方によつてはその団体の活動費というものになつていいのではないかとうふうに考えられる。こういう点については、一体財政計画の中についての、自治庁の考え方はどうか。從つてそういう外郭団体はどのくらいあつて、それからどのくらいのものが支出

されているかということの、わかれれば府県別に、これは調べればすぐわかる。市町村別におよそどのくらいのものが出ているかということが、もしわかれれば一応資料を出してもらいたい。地方財政計画の中で3%歳費を減らさせと書いてあるけれども、これは事務費その他を減らすではなく、減らすのはこういうところのものを減らす。われわれの方でも調査したのがあります。どこ県でどのくらい出していて、どこ市町村でどのくらい出しているという抜き出したものはありますけれども、一応自治庁でまとめたものを、どのくらいの数字に上るかということを一つ出してもらいたい。

○農野政府委員 だいぶ前になりますけれども、御指摘になりましたような団体関係への補助を整理するよう指導したことなどがございます。また若干の団体から具体的な例を調査して資料を出してもらったこともあります。また再建団体につきましては、寄付金の抑制の形においてそういうものについては強い整理を求めてきたのであります。が、全国的な数字を今すぐ出せと言われますと、ちょっとむずかしいのではないかと思いますけれども、具体的の団体のものについて、さしあたり調査したものをお手元にお届けいたしたいと思います。

○門司委員 もう一つあります。それはそういうむだなものは考えられないが、行政上どうかと思われるもので、事務補助費のような格好で、あるいは事務委託費のような形で町内会あるいは

は自治会等に相当の補助金を出して、いろいろなことをやっているわけであります。では、赤い羽根の寄付金の何をやらせるのか、とかいうようなことで、いろいろなことをやっているわけであります。でも、やっているからといって、役所から多少の事務委託費みたいなものがやみでかなり出されておる。そういう問題等についても、やはり地方の自治体の財政の面から見れば、公けにすべきものは公けにして、そして団体等に対して出していけないものは出していけない。ようにして、財政計画上、あるいは財政上見て、地方の財政処置がわれわれ非常に不満だといって、政府ばかり突ついているわけには参らぬと思いますけれども、自治体で実施される分は、むだなものはなるべく排除していくという建前をとつて、いく必要があると思うのです。そういうものについてかなり大きなものが流れておりますが、いかと思いますが、そういうもののもあわせて調査ができたら一つ調査をしていただきたい。

第十一条第三項を次のように改め、  
同条第四項中「制限について必要な  
事項は、市町村条例」を「技術上の基  
準は、政令」に改める。

製造所、貯蔵所又は取扱所にお  
いてする危険物の貯蔵又は取扱  
所を設置しようとする者は、政令  
で定めるところにより、製造所、  
貯蔵所又は取扱所ごとに、消防本  
部及び消防署を置く市町村の区域  
にあつては当該市町村長、消防本  
部及び消防署を置かない市町村の  
区域にあつては当該区域を管轄す  
る都道府県知事の許可を受けなけ  
ればならない。製造所、貯蔵所又  
は取扱所の位置、構造又は設備を  
変更しようとする者も、同様とす  
る。

前項の市町村長又は都道府県知  
事（以下この章において「市町村  
長等」という。）は、同項の規定によ  
る許可の申請があつた場合におい  
て、その製造所、貯蔵所又は取扱  
所の位置、構造及び設備が前条第  
四項の技術上の基準に適合するも  
のであるときは、許可を与えるな  
ればならない。

第一項の規定による許可を受け  
た者は、製造所、貯蔵所若しくは  
取扱所を設置したとき又は製造  
所、貯蔵所若しくは取扱所の位  
置、構造若しくは設備を変更した  
ときは、当該製造所、貯蔵所又は  
取扱所につき市町村長等が行う完

成検査を受け、これらが前条第四項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

製造所、貯蔵所又は取扱所の譲渡又は引渡があつたときは、譲受人又は引渡を受けた者は、第一項の規定による許可を受けた者の地位を承継する。この場合において、同項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、滞滯なくその旨を市町村長等に届け出なければならぬ。

**第十二条** 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、  
該所の技術上の基準に適合するよう、  
維持しなければならない。

又は取扱所の位置、構造及び設備  
が第十一条第四項の技術上の基準に  
適合していないと認めるときは、  
製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、  
管理者又は占有者で権限を有する者に  
する者に対し、技術上の基準に適  
合するように、これらを修理し、

改造」、又は移転すべきことを命ずることができる。  
第十二条の次に次の二条を加え

第十二条の二 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が左の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。

### 第十三条の二 危険物取扱主任者免

状の種類は、甲種危険物取扱主任者免状及び乙種危険物取扱主任者免状とする。

危険物取扱主任者免状の交付を受けている者がその取扱作業に関して保安の監督をすることができる危険物の種類は、前項に規定する危険物取扱主任者免状の種類に応じて命令で定める。

危険物取扱主任者免状は、都道府県知事の行う危険物取扱主任者試験（以下「危険物取扱主任者試験」という。）に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。

都道府県知事は、左の各号の一に該当する者に対しては、危険物取扱主任者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により危険物取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しないもの。

都道府県知事は、危険物取扱主任者免状の交付を受けている者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反しているときは、その危険物取扱主任者免状の返納を命ずることができる。

前五項に規定するものの外、危険物取扱主任者免状の書換、再交付その他危険物取扱主任者免状に關し必要な事項は、政令で定め

第十三条の三 危険物取扱主任者試験の種類  
は、甲種危険物取扱主任者試験及び乙種危険物取扱主任者試験とする。  
左の各号の一に該当する者は、甲種危険物取扱主任者試験を受け得る。  
一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは短期大学において化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で、六ヶ月以上危険物取扱の実務経験を有する者  
二 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後二年以上危険物取扱の実務経験を有する者は、乙種危険物取扱主任者試験を受け得る。  
前四項に規定するもの以外、危険物取扱主任者試験の試験科目、試験手続その他試験の実施細目は、命令で定める。  
第十四条第一項中「市町村条例で定める資格を有する映写技術者でない者を「映写技術者免状の交付を受けていない者」に改め、同条第二項中「市町村条例で定める資格を有する所属の」を「映写技術者免状の交付を受けている者のうちから」に、「所轄消防長又は消防署長」を「市町村長等」に改め、同条同項に後段として次のように加える。

これを解任したときも、同様とする。  
第十四条第二項の次に次の二項を加える。  
第一項に規定する映写技術者免状は、都道府県知事が行う映写技術者試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。  
第十三条の二第四項から第六項まで並びに第十三条の三第一項及び第五項の規定は、映写技術者免状及び映写技術者試験について準用する。  
第十五条第一項中「映写室は、市町村条例で定める」を「政令で定める映写室は、政令で定める技術上の基準に従い、」に改め、同条第二項中「映写室を設置し又は廃止した者及び、『市町村条例の定めるところにより』を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。  
前項の映写室を設置し、又は廃止した者は、その旨を市町村長等に届け出なければならない。  
第十六条を次のよう改める。  
第十六条 危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。  
第十六条の次に次の五条を加える。  
第十六条の二 第十三条の三第一項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）に規定する危険物取扱主任者試験の実施に関する事務を行わせるため、都道府県知事の監督に属する危険物取扱主任者等試験委員会を置く。

前項の危険物取扱主任者等試験委員の組織、任期その他危険物取扱主任者等試験委員に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。  
第十六条の三 製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置若しくは変更の許可、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の完成検査、危険物取扱主任者若しくは映写技術者の試験又は危険物取扱主任者免状若しくは映写技術者免状の交付、書換若しくは再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第十六条の四 市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱に伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、又は当該消防事務に従事する職員に、製造所、貯蔵所若しくは取扱所に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱が技術上の基準に適合しているかどうかを検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物を取去させることができる。

第十四条第四項から第六項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第十六条の五 消防本部若しくは消防署の設置又は廃止により、あらたに消防本部及び消防署が置かれることとなつた市町村又は消防本部及び消防署が置かれないことと

第一項に規定する当該行政庁に変更があつた場合には、変更前の行政庁がした許可その他の処分又は受理した届出とみなす。

第十六条の六 この章の規定は、航空機、船舶、鉄道及び軌道による危険物の貯蔵、運搬、詰替その他扱扱には、これを適用しない。

第四十一条第一項第三号中「第十五条」の下に「第一項」を加える。

第四十二条第一項第一号を次のよう改める。

一 第十一条第一項の規定に違反して製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置し、又はその位置、構造若しくは設備を変更した者第四十二条第一項第三号及び第四号とし、同項第二号中「違反して」の下に「危険物」を加え、同号を同項第一号の次に次の二号を加え、同項第七号中「所属の」を削る。

二 第十一条第三項の規定に違反した者

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 第十条第三項又は第十六条の規定に違反した者は、これを三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対する

は、情状により懲役及び罰金を併科することができる。  
第四十四条第二号中「第四条」の下に、「第十六条の四」を加え、同条第三号中「第一項又は第十四条第二項」を「第二項、第十四条第二項又は第十五条第三項」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。  
四 第十三条の二第五項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者  
第四十五条中「第十二条」を「第十二条第一項若しくは第三項」に、「第十二条第二項」を「第十二条の二」に、「及び第十五条の規定並びに第十六条の規定による市町村条例」を、第十五条第一項若しくは第三項又は第十六条に改める。  
別表中第十条第一項及び第十一条の数量の欄中「第十条第一項及び第十二条の二」を削り、同表備考第二号を次のように改める。  
二 動植物油類とは、常温で液状となる動植物油類であつて、不燃性容器に収納密栓され、かつ、貯蔵保管されているもの以外のものをいう。  
同表備考第八号の次に次の一号を加える。  
九 塗料類その他品名の異なる危険物を混合したもののが属する品名は、命令で定める。  
附 则  
一 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

この法律の施行の際、この法律による改正前の第三章の規定に基づく市町村条例によりなされている市町村条例が制定されない市町村の区域において設置されるる製造所、貯蔵所又は取扱所については、この法律の施行の日から起算して三月間は、この法律による改正後の第十条第一項から第三項までの規定、第十一条第一項から第三項までの規定及び第十二条第一項の規定は、適用しない。この場合において、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が、命令で定めるところにより、その期間内に市町村長等に届け出たときは、その者は、この法律による改正後の第十二条第一項及び第三項の規定により、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について設置の許可及び完成検査を受けて使用しているものとみなす。

5 前項の取扱主任者又は映写技術者が、昭和三十六年三月三十一日までの間において都道府県知事の指定する講習を修了したときは、その者は、この法律による改正後の第十三条の二第三項又は第十四条第三項に規定する試験に合格した者とみなされ、それぞれ危険物取扱主任者免状又は映写技術者免状の交付を受けることができる。

6 この法律の施行の際、この法律による改正前の第三章の規定に基づく市町村条例が制定されていない市町村の区域において、現に製造所、貯蔵所又は取扱所に係る危険物の取扱作業に関して保安の監督をしている者又は映写室の映写機を操作している者は、この法律による改正後の第十三条の二第三項又は第十四条第三項の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から起算して一年間は、当該市町村の区域に限つて、この法律により危険物取扱主任者免状又は映写技術者免状の交付を受けた者とみなす。

ただし、この法律の施行の日から起算して三月以内に市町村長等に届け出なかつたときは、この限りでない。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。



おいて選挙の取締りの強化を徹底いたしておるのであります。自治庁におきましては、公明選挙を担当する関係上、先月の二十一日に全国の都道府県の選管の委員長会議を開きました。いろいろ打ち合せもし、公明選挙運動展開についての諸般の準備を進めて参つておきましては、昨年来、管区局長会議、あるいは本部長会議等において、それぞれ取締りの強化を徹底するほか、その他私詳しくは存じておりませんが、相当の部長の会議でありますとか、そういう会合等を何回か開きました。取締りの強化をいたしておるのであります。さらにまた具体的な問題として、事前運動につきまして、できるだけこれは警告をする必要もあると思ひますので、事前運動で犯罪のおそれのあるものにつきましては、これに対しても、事前運動につきましては、これに対し、事前運動をやつておるに反するものにつきましては、検挙するということで、今年度は、従来のような一般的な選挙取締りと違つたもつと強い取締りと申しますか、事前運動が当然予想されるという前提に立ちまして、警察方面におきましても、これに対処して遺憾なきようやつておるのであります。こういうようなことをやつておるということだけが果していいのかといふことだから受けけると思うのであります。私たちも、ただ打合会議を開いて方針を示しておればいいというのではありませんのであります。われわれはこの選挙の公明違反ができるだけ防止する。そのことのためには、役所としてるべき仕事はやらなければなりませんが、同時にまた広く一般の民間の協力を得なければなりませんので、公明

選挙連盟等とも打ち合せをいたしました。できるだけ有権者の方々の協力をもつて、相ともに一致して、こういう期日の予定された選挙をいかにして明朗な選挙として執行することができるかということに全力を尽す考え方であります。

○中井(徳)委員　だんだんとお話を伺いましたけれども、お気持はわからぬわけではないが、結局おっしゃることは、私は抽象論のよくな感じがしてなりません。今日の事態はそんなことではもういけない。たとえばあなたは公明選挙運動をよく展開してやると言われますが、現実には今年はこの公明選挙運動に対する予算は一千円程度減つておる。あなたのおっしゃることと実際やつしていることはちゃんと違う。従いまして私は、この段階にきまると、やはり具体的なものをとらまえてびしり手を打つ以外に方法はないのではないかという感じも実は持つております。

そこで一、二の例をあげますから、警察当局はこれまでどういう態度でいらいしゃったか、これを一つ具体的に回答が私は願いたいと思うのであります。たくさんございますが、四つ、五つにしておきます。まず第一に、これはたしか去年の暮れかとしの初めであります。新潟県の長岡におきまして市長選挙がありました。この市長選挙についておきます。まず第一に、これが公明選挙の自由妨害の罪は、各選挙中でも特に重視しております。各府県でもこの自由妨害の取締りは厳正にやつておると思います。お話をなさずもそうでないようございます。

○中川(薦)政府委員　今御指摘になりました選挙の自由妨害の罪は、各選挙がございました。両派の幹部が統々犯されまして応援なさつたわけでありましたが、岸総理大臣が行かれて応援演説されたときに、たまたま標旗なしで警察ははどういう処置をとられたか、私は頭領説の制限の規定の徹底せざる向かいがつたということは報告で聞いておりますが、この知事選挙においては選管も警察も考えていく、こういう考え方をとつておるわけでござります。

過般施行されました宮城県知事の選挙におきまして、候補者を支持する団体等で、ことに政党間におきまして街頭演説の制限の規定の徹底せざる向かいがつたということがありましたのであります。この知事選挙におきまして、こういう街頭演説の制限違反の状態があり得るということでありましたので、県の警察といたしましても、この規制を徹底するために関係の選挙運動を直接主宰される方々に対しまして警戒的な措置をとつて、この規定の担保を期した、こういう報告を受けておるのでござります。

○中井(徳)委員　従つて、個人岸信介に宮城県の県の警察が注意を喚起いた

しくは集会の便を妨げ又は演説を妨害しその他偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害したとき。」ばかりでなく、一号にも当ると思ひます。事態は、何千人という聴衆の前で、勇みはだのあんちゃんが酒を食らつてきて猛烈な妨害をした。そのため演説も何も聞えないで中止になりました。そこで警察官を呼んだ。警察官も出ておられます。何か親分を通じておさめるとか、そういう形をまだ残しておると、どうも議会主義というものはありますと、どうも議会主義というものはあります。その妨害された人は当選はしましたが、しかし、こういうことは、私が、拱手傍観して手の施しようがないわけではないが、結局おっしゃるところは、私は抽象論のよくな感じがしてなりません。今日の事態はそんなことではもういけない。たとえばあなたは公明選挙運動をよく展開してやると、あなたのおっしゃるところは、私は聞いておりません。今日はこの公明選挙運動に対する予算は一千円程度をいたしておるが、承わると、どうも跡始末がどうかということを私は聞いておる。これは長岡の全市民が承知をいたしておるが、承わると、どうも跡始末が一向はつきりしておらない。これは選挙法には「四年以下の懲役若しくは禁錮又は七万五千円以下の罰金に処する。」とあります。まあ相当なことですが、こうしたことについて今は違います。

○中井(徳)委員　今御指摘になりました選挙の自由妨害の罪は、各選挙中でも特に重視しております。各府県でもこの自由妨害の取締りは厳正にやつておると思います。お話をなさずもそうでないようございます。この点また一、二の例をあげて申しますが、この間宮城県でもって知事の選挙がございました。両派の幹部が統々犯されまして応援なさつたわけでありましたが、岸総理大臣が行かれて応援演説されたときに、たまたま標旗なしで警察ははどういう処置をとられたか、私は頭領説の制限の規定の徹底せざる向かいがつたということは報告で聞いておりますが、この知事選挙においては選管も警察も考えていく、こういう考え方をとつておるわけでござります。

過般施行されました宮城県知事の選挙におきまして、候補者を支持する団体等で、ことに政党間におきまして街頭演説の制限の規定の徹底せざる向かいがつたということは報告で聞いておりますが、この知事選挙においては選管も警察も考えていく、こういう街頭演説の制限違反の状態があり得るということでありましたので、県の警察といたしましても、この規制を徹底するために関係の選挙運動を直接主宰される方々に対しまして警戒的な措置をとつて、この規定の担保を期した、こういう報告を受けておるのでござります。

○中井(徳)委員　従つて、個人岸信介に宮城県の県の警察が注意を喚起いた

しましたのですか、それを伺つております。

○中川(董)政府委員 宮城県警察からは、各種の街頭制限違反行為が相当多数あつたように私報告を受けておるのですが、その多数あつた内容において最初の間において、そういうことが法律の不知と申しますか、あまり敏感に響かないで行われておつた状態であったので、だんだんこれが多くなつて参りましたので、それで警察本部でこういうことがわかるようになりました。警察本部でわかつた後になりました。警察本部は相手になりますが、そういうことは古今行わぬように

といふ意味におきまして、関係の地方の政党的幹部たちに警察は警告を発しておりました。われわれは、一つの政党だけではなしに、複数の政党に対して同様な違反の事案がございましたので複数の政党の両候補者に対しまして警察は警告を發しておるのでございま

○中井(徳)委員 私は、中川君としましては非常にりっぱな御答弁だと思いますけれども、この選挙のことはもと具体的にえげつなくやらなければいけません。つい二十日ほど前に、青木さん

として問題を議論するといふことは言うまでもないのですが、私は、そう

いう意味で言つたのではないのであります。今後のことは私はそういう考

えを持っておると、いふことを個人的に申し上げたのであります。

それから、閣議において選挙違反の問題について真剣に話し合つたことはないかどうかというお話をあります

○青木(務)大臣 形式犯をあまり取り締つてもどうかというような私の話だと、現行法規がある以上は、これはあくまでも形式犯であろうが何であ

らうが、厳重に取り締まなければならぬことは言うまでもないのですが、たとえば自動車は規制さ

れて、もうこの段階にきて、お互いに選挙法について少し考えてみる必要があるのではないか。これは私の個人的な意見であります。たとえば衆議院の公

職選挙法の委員の方々にもいろいろな意見であります。しかしいろいろな機会にそのことを申し上げておるのであります。たとえば自動車を運転する際には、天をおそれざるものであります。また選挙法で見ますと、二百二十

五条三号、これに明々白々違反なんだ。大臣の権威をかさに着まして、選挙人、運動員等を威嚇しておる。「威迫」

ときどき折に触れ話を出たことはもちろん何回かあるのであります。また前回の参議院選挙のことを調べてみると、前回の参議院選挙におきま

しては、参議院側で選挙の前に事前運動をお互いに防止するようなことについての決議をいたしております。これ

を受けた声明をいたしました。この声明によれば、この決議は、主催は宮城県選挙管理委員会連

題について、閣議等においてお互に最もと峻厳に自省をするというよ

うことです。こういうことは、どうも私の

罪の問題、現行の公職選挙法の取締りのあり方、こういう問題についてもう少しここで検討してみる必要があるのではないか。つまり、これは将来の問

題として私はそういうことを言つたの

であります。選挙運動のあり方につい

て、この段階にきて、もう日本国民の

民度も高くなつて参つておりますし、大衆がもう批判することあります

で、そういう点について、連呼を取り締めるかどうかというような規定が今後

あるかどうか、こういうことを将来の問題として私の見解を申し上げたのであります。私は現行法規において形式犯は軽視してもいいという考えは毛頭持つておらないのであります。あくまでも法律を守らなければならぬことは言うまでもないのであります。今後のこととは私はそういう考

えを持っておると、いふことを個人的に申し上げたのであります。

○中井(徳)委員 そういう口先だけの

お答えでは、ほんとうに私ども納得で

きないのであります。それでは申し上

げます。今回の宮城県の知事選挙は三月一日が投票日であります。が、二月十五、十六、十七、三日間ばかり、あ

ります。

○中井(徳)委員 そういふ口先だけの

お答えでは、ほんとうに私ども納得で

きないのであります。それでは申し上

げます。

そこで一つ伺いたいが、こういう問

題について、閣議等においてお互に

もう少しここで検討してみる必要があるの

ではないか。つまり、これは将来の問

題として私はそういうことを言つたの

であります。選挙運動のあり方につい

て、この段階にきて、もう日本国民の

民度も高くなつて参つておりますし、大衆がもう批判することあります

で、そういう点について、連呼を取り

締めるかどうかというような規定が今後

あるかどうか、こういうことを将来の問

各位にもそのことを伝えまして、今後  
そういうことのないよう厳重に慎し  
んでいかれるよう、私からも特に注意  
する考えであります。

○中井(徳委員)まだあるのです。今度は閣僚の奥さんですが、それも法律を守る法務大臣の愛知さんで、あまり言いませんけれども社会党はちゃんと写真を全部とっています。そしてしようがないから、これ以上お回りになるなら訴えますと言つたら、その日からやめられたそうです。また、行政府におられる有力な方でも放言なさる人があつて、この間の前橋の市長選挙のときに、社会党のわれわれの先輩は当選されたのですが、それが当選したら県庁を前橋から高崎がどこかに持っていくという演説をした代議士があるそうですが、そういうものはございましょうもありましょ。たまたま大臣でもあります人ですからいいわけですねけれども、とにかくひどいですね。ふじめきわまることがありますして、法律もくそもない。ちつとも研究をされておらぬということになります。

あるさとの田布施という町です。これは社会党は関係がないのです。私どもは負けたから、くやしいから、というそういう量見からじゃないのです。岸さんと佐藤さん御兄弟の争いでありまして、一方は一万八千のところで八百万使っておる。詳しく書いてあるのです。二百円ずつ配つておる。配つた人はわからぬとかわかるとか。そして現場のおまわりさんは切歎扼腕するのだけれども、山口県の警察まで行く間にどこかに消えてしまうということまで書いてある。こういうことは公安委員長としてどういうお気持であるか。おそらくこういう問題については、岸さんでも佐藤さんでも苦々しく思つていらっしゃる。思つているができないのあります。自分らが昔やつたからか何か知りませんが、できないのです。あなた方が峻敵にやらぬと、これはおさまりませんよ。こういうことについて一票当り七百円という。警察官が職務質問をすると、それを尾行するそvosであります。警察官が尾行されてしまふのだからどこにも行けない。こういうことです。これは箕山会、周山会といふ二つの会があるそうでありまして、その両方でやっています。今や町会議員さんは、町長選挙で大へん金が要つたので、おれたちは困つたということであり弱りというような記事であります。こういうことについて一つどうですか。警察の本部といしまして峻敵に大掃除をなさるお考えはありますか。私は長官に向つておきたいのです。はつきりと天下の大新聞に書いてある。いかがです。

摘のような違反事案、また違反事案に至らぬくても疑わしいものが相当多く見受けられるということは非常に遺憾に思つておるわけであります。今御指摘の具体的な事実は私承知いたしませんが、方針としては、そうした選舉違反事犯、特に悪質事犯につきましては徹底的に究明する方針をとつておるわけでござります。各県々におきましてそのような方針にのつとつて捜査を進めておるものと思うのであります。ただいまの御指摘の具体的な問題は、私承知いたしておりません。

○中井(徳)委員 そうしますと、私がさつきから言いました長岡の市長の問題、それからこの新聞の問題は二月の二十日に出でていますよ。朝日新聞の西部版に大きくて出でています。それからさつきの標旗なしの岸綏理大臣の演説、愛知大臣の御夫人の戸別訪問、みんなずいぶん前のことだが、ちつともあなたの方に通じていない。これは幾ら国会で大きな答弁をなさっても、具体的なもののがちつともつかまらぬじや私はだめだと思うのです。この点どうですか。ただ事態がわかりませんなどといふことは、これを單に自民党とか社会党とか共産党とか、そういう問題じやありません。日本の政治の基本の問題です。警察はその点政党に片寄らず公正、中正に厳格にやる。ちゃんと二条に書いてある。なぜおやりにならないのです。公安委員長はそういう明々かげんなところとしまつてしまふ。警察には少しも情報が入らない。そんなひどい違反のうわさがありますかねと

というおまわりさんも中にはあるそう  
です。警察には中央政界から声がかかっ  
ているのでしょう、でなければあんな  
違反をほうつておくはずがないという  
のが町ぢゅうの陰口である。こういって  
ことになる。これにはまたちょっとつ  
け足しの話も実はあるから申し上げる  
のですが、あまりひどい選挙で、社会  
党に来てくれということになりました。  
そこでこの間、私のところの浅沼書記  
長が行きましたら、一万八千名の人口  
のところで四千名集まつたというので  
す。そういう選挙をやるから一へんに  
いやになってしまう。私の方は逆にあ  
りがたいのですけれども、党利党略的見  
し上げるのです。實にひどいですか  
ら。きわまれりですよ。一万八千名の  
地からすれば……。そういうことを言う  
ておれませんから、私は皆さんにきつく  
使って、汚職、疑獄が出るのは当ります  
です。しかも当選しました候補者も、  
私はこれにがく然としたのですが、三  
十一才です。これが五十、六十の人な  
ら何なんですが、三十一にしてなおかくの  
ごとく腐敗堕落しておる。そこが私は大  
おぞろしい。どうなんです。これは具體的  
的な事実を知らないというふうなこ  
とだけでは困りますがね。それじゃい  
つまでにお調べいただけますか。

立場に立ってやることなんですが、それにつきましては、その犯罪の容疑に関する証拠と申しますか、証拠とまでいかなくとも、その情報、こういうものを集めて、それに基いて積み重ねて公職選挙法に違反する疑いある事件とまでして刑事事件を進行する、こういう立場をとらざるを得ないのであります。それで私どもは東京の新聞はいろいろ見ておりますけれども、東京の新聞以外において、地方版その他ローカル紙の記事、それもおかげになりました記事は私は見ませんが、おそらく地方におれば地方の警察職員は見ておると思っています。そういうことに基いていろいろ犯罪容疑についてだんだん真相を探めていく。そうして犯罪があるということ確信がつければ刑事局として進行するという立場でやっておりますので、いろいろやり方について工夫をし、証拠蒐め減されないように大いに努力を傾注すべきであると思います。ところが途中で消えるとか、政治的意図とか何かによつて物事が消えてしまうということにつきましては、私は、いろいろこういうことに関係しておりますが、ないことを確信する自信があるのであります。ところが、能力にはいろいろ限度がありますので、いろいろな資料を積み重ねておりますと、犯罪を犯しておる証拠が集まらないで済む、こうしたことはあり得る。それに対しましてわれわれがとるべき方式は、犯罪が行われました場合におきましては、百発百中すべて検挙できるまでの捜査能力を持ちたいものであると念願するのであります。が、いろいろ人員上の隘路もございまますし、証拠法上の隘路もある。これ

を克服して公正な選挙取締りを担当して参りたいという念願で工夫しておるであります。各府県の本部だけの工夫でもいけないので、総合警察の意味を兼ねまして管区警察局長が集まつたときにそういう工夫を技術的に重ねていく。全国的な警察本部長會議におきましても、そういう技術を高めていく工夫をしておる。こういう努力は一つ御了承いただきたいと思うのであります。

○中井(徳)委員 いつまでに調べて返事をしてくれますか。その肝心のところを返事してもらいたい。

○中川(薦)政府委員 ただいま申しました努力の結果やつておると思いますが、今の具体的な事案につきましては、さつそく山口県警察本部に聞きました。事情を確かめて、事情がわかりましたならば、すみやかに御報告いたしたいと存じます。

○中井(徳)委員 私も、自分で選挙を何回もやつてきた男であります。それは公安委員長の青木国務大臣もそうでございます。選挙違反については程度がいろいろあることも、青木さんの言われた通りごもっともの点もあるわけであります。問題は、やはり客観的に、私どものこれまでの体験からいいございます。おのずからきまるわけです。こいつはひどい、あんまりじゃないかというのは、だれが行つても私はわかると思う。それを私は申し上げるのであります。このごろの各地方の自治体の長の選挙で、社会党は八連敗とか九連敗とかいっておりますが、私は皆さんが選挙反をしたから社会党は負けたのだ、そんなことは言うておりません。

そういうことではなくて、最近の傾向全体があまりひどい。そうして話してみると、結局主権者が悪い、国民がそ

ういうものにひつかかるのが悪い、酒食の供應を受けて入れるのが悪い。確かにそういう理屈もないわけではございませんけれども、それにしてはあまりひど過ぎるのじゃないかというのが先ほどから申し上げた例であります。

まだほかにたくさんあります。警察

がたるんでおるというのが私の結論であります。証拠を収集するのにどうこ

うする、そんなことは、あなたしろうと

におっしゃればいいので、収集の仕方

その他についてはちゃんとあります。

私は、こういう問題をもう少しはつきりしていただきたいと思う。きょうは選挙のことだけで、また青木さんも参議院の予算委員会もありましょ

うから、この程度に保留をしておきます

が、長岡の市長選挙の跡始末、それか

ら田布施町の問題、それから三浦農林

大臣の言動について、これを一つ次の

警察関係の委員会に際して

私は明快

なるあなたの方の御調査の結果を期待す

るわけです。ごまかさぬようにならか

にお答えを願いたいと思います。私ど

もは、はつきりした証拠をたくさん持つ

ております。そういうことをいたしま

せんことには、この四月の選挙はどう

いうことになるか、もう全く野放國

な、めちゃくちゃな選挙になると思う

から申し上げておるのであります。以

上の三点、長岡、三浦農林大臣、田布

施町の町長選挙の実態について、こ

次までに詳細なる調査を私は強く要望

いたしまして、本日の質問を終ります。

○鈴木委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三分散会